

事業継続計画書

(BCP)

2024年2月10日

特定非営利活動法人 なかのドリーム

基本計画

1. 基本方針等

(1) 目的

本計画は、緊急事態(大地震、新型感染症の発生等)においても、法人職員およびその家族の安全を確保しながら法人の事業を適切に継続・運営することを目的とする。

(2) 適用範囲

本計画は、なかのドリームの全組織に対して適用する。

(3) 基本方針

当法人は、以下の基本方針に基づき、事業継続対応を行う。

- 1 人命の安全(職員・利用者)
- 2 社会的な供給責任
- 3 法人の経営維持
- 4 二次災害の防止

2. 危機管理体制

(1) 危機管理体制の整備

政府の対策本部が設置されるなど社会情勢の動向を踏まえつつ、理事長もしくはその代行者が緊急に対応する必要があると判断した場合、下記の危機対策本部を設置する。

(2) 担当と役割

対策本部の実施項目		担当者 担当部署	代行者 代行部署
分類	主な項目		
法人内支援活動	【総務関連】 <input type="checkbox"/> 備蓄品(非常食・生活用品)の確認 <input type="checkbox"/> 対策本部員・応援要員の確保 <input type="checkbox"/> 建物・備品等の被害状況の確認	鈴木 おでんくらぶ	佐藤 訪問介護なべ
	【人事関連】 <input type="checkbox"/> 職員およびその家族の安否確認 <input type="checkbox"/> 医療機関・保健所等との対応 <input type="checkbox"/> 感染者対応 <input type="checkbox"/> 感染拡大防止策の指示	鈴木 おでんくらぶ	佐藤 訪問介護なべ・相談支援
業務運営活動	【事業継続関連】 <input type="checkbox"/> 重要業務の復旧・休止指示 <input type="checkbox"/> 重要業務の継続および休止等の対応指示	高田 理事長	山田 副理事長
法人外連携活動	【情報収集・調整関連】 <input type="checkbox"/> 社外の被害状況、感染状況の集約 <input type="checkbox"/> 行政・業界団体、地域との調整 <input type="checkbox"/> 法人内(職員)への情報発信	鈴木 おでんくらぶ	佐藤 訪問介護なべ・相談支援

	<p>【広報関連】</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者・家族からの問合せ対応</p>	<p>鈴木 おでんくらぶ</p>	<p>佐藤 訪問介護 なべ・相 談支援</p>
--	---	----------------------	-------------------------------------

3. 重要業務

(1) 重要業務

災害発生時においても、優先的に継続もしくは復旧させる支援業務に関連する業務を以下の観点から選定した。

【重要業務一覧】

名称	業務名
おでんくらぶ	① 利用者への緊急的な支援の提供
おでんくらぶ	② 一時的な避難者の受入
訪問介護なべ	③ 単独での生活困難者への緊急的な支援の提供
なかのドリーム相談支援	④ 利用者の安否確認

(2) BCP発動時の対応方針

BCPを発動した際は、重要業務を優先的に継続もしくは復旧させるために、他の業務に従事している職員や必要な資器材・資金等を、適宜重要業務へ振り分ける。

4. 教育訓練

BCPの概要や重要性について法人内に周知させるため、定期的に職員に教育を実施する。また本BCPに示す対応を法人内に根付かせ、BCPの実効性を向上させるため、定期的に訓練を実施する。

5. BCPの見直し

BCPの実効性を維持するため、定期的にBCP全体にわたる見直しを実施する。併せて、教育・訓練の結果や組織変更等によってBCPを見直す必要が出た際にも、随時BCPの見直し・修正を実施する。

地震編

1. 想定被害

(1) 想定する被害

震度6強程度の地震を想定する。

(2) 想定される被害状況

上記地震が発生した場合の被害状況を、以下のとおり想定する。

＜周辺の被害状況＞

項目	想定される被害内容
----	-----------

電気	発災から3日間程度停電する。	
上下水道	発災から2週間程度停止する。	
ガス	発災から1ヶ月程度停止する。	
情報通信 (固定電話、インターネット)	【固定電話】 通信規制のため、1週間程度はつながりにくくなる。	【インターネット】 停電やケーブル断線のため、1週間程度使用できない。
情報通信 (携帯電話:通話・メール機能)	【通話機能】 地震発生から1週間程度はつながりにくくなる。	【メール機能】 遅配するものの当日から使用できる。
道路	<p>震度6以上の地震が発生したときは、環状七号線内側方向へ流入する車両の通行は禁止となり、環状八号線では都心方向へ流入する車両の通行は抑制される。国道20号線は緊急自動車専用路となる。</p> <p>その他の道路では、車両の混雑の影響で渋滞が発生する。</p>	
鉄道	3日程度は鉄道の運行が完全に停止し、被害状況の確認後被害の少ない地域から順次運行を再開する。	
物流	緊急輸送物資以外の輸送は困難な状況が続く。	
燃料	ガソリンスタンドの営業停止や輸送能力の低下により、燃料が不足する。	

<法人内の被害状況>

項目	想定される被害内容
職員	設備・什器類の移動・転倒や、耐震性の低い建物の大破・倒壊等によって、一部の職員が負傷する。 交通機関の停止や職員および職員家族の負傷により、一部の職員が出勤できなくなる。
建物 (壁、柱、床、梁、屋根、階段等)	耐震性の低い建物に、大破・倒壊等の大きな被害が発生する。 建物自体が被害を受けなくても、天井の一部が落下、蛍光灯・窓ガラスの一部が落下・飛散する被害が発生する。 地盤が液状化した場合、建物に傾斜等の被害が発生する。
設備・什器類 (製造設備、PC、コピー機、ラック等)	固定していない設備・什器類が移動・転倒する。
備品類	落下防止対策が施されていない備品類は落下・破損する。
情報・データ	バックアップを取っていないデータが失われる。
資金	事業が停止した場合、収益が減少する。

	設備等の被災により、修繕・再調達費用等が発生する。
--	---------------------------

2. 地震直後の初動対応

(1) 危機対策本部の設置

以下の事態が発生した場合に、危機対策本部を設置する。

- ・ 法人拠点で震度5強以上の地震が発生した場合
- ・ 理事長もしくはその代行者が緊急に対応する必要があると認めた場合

危機対策本部が立ち上がり、対策本部要員は自動的に参集される。なお、就業時間外に発災した場合は、予め定めておいた非常時参集要員が事業所に参集する。

危機対策本部の設置場所は以下のとおりとする。

- ・ 第一候補:おでんくらぶ事務所
- ・ 第二候補:訪問介護なべ事務所

(2) 初動対応

地震発生後における初動対応を以下のとおり定める。

項目	想定される被害内容
安否確認	<p>利用者の安否状況を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安否確認手段:SNS、伝言ダイヤル <p>職員とその家族の安否を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安否確認手段:SNS、伝言ダイヤル
安全確保の手段	<p>震災発生時の利用者の安全確保の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全確保:原則家族の迎えとするが、数名程度は2日間(1泊)を目安におでんくらぶにおいて待機し安全確保をする。
職員の帰宅・残留支援	<p>原則として安全が確認されるまで待機とする。帰宅の判断は下記の判断基準を参考に指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判断基準:安全に帰宅する方法が確立するまで。 <p>帰宅する職員に対して帰宅支援を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援内容:飲料、軍手を支給する。 <p>事業所へ残留する職員に対して支援を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援内容:食料、飲料を確保する。
被害状況の確認	<p>事業所内の被害状況を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認事項:目視とする。
二次災害の防止措置	二次災害発生の恐れのある箇所に対して、二次災害の発生防止措置を施す。
被害情報の収集	<p>地震関連情報を収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認事項:緊急連絡網に基づいて情報収集をする。
対外的な情報発信	<p>利用者等、関係先へ法人の被害状況について連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡手段:SNS、伝言ダイヤルを活用する。

3. 事業継続対応

(1) BCPの発動基準

BCPの発動および解除は危機対策本部長が指示する。

項目	想定される被害内容
BCP発動	以下の指標を総合的に勘案して、事業の継続に著しい影響があると判断される場合 【指標】 <ul style="list-style-type: none">・交通網の寸断や職員の負傷等による出勤可能な職員の不足・法人建物や設備等の被害状況・電気・上下水道・ガス・通信等の重要インフラの途絶・利用者の状況
BCP解除	上記指標等の障害が回復し、事業への支障が解消したと判断される場合

(2) 目標復旧時間と目標復旧レベル

サービスの停止を想定した場合の目標復旧時間またはレベルを、以下のとおりとする。

目標復旧時間:1週間

目標復旧レベル:緊急支援が必要な利用者を優先的に最低限の生活支援を開始する。

(3) 事業継続のための方針

重要拠点被災時の事業継続戦略を以下のとおりとする

現地復旧	対応内容
① 現地復旧	□被災拠点を復旧する。
② 訪問介護なべ事務所(法人他拠点)での代替	□訪問介護なべ事務所へ担当者が移動して、業務を継続する。

4. 重要業務継続のための対策

(1) 重要な経営資源に関する現状把握と事前対策の検討

以下の重要業務を継続するために必要なリソースは以下のとおりである。

	内容
人的資源	重要業務の実施に不可欠な職員が出勤できない場合に、代行できる職員がいる。
物的資源 (建物・設備)	建物は、1981年6月に改正された建築基準法に基づいて建てられている。
	設備・什器類は固定されている。 他の拠点で重要業務を実施するのに必要な設備・機器等を準備している。
情報	重要業務を供給・実施するのに必要なデータのバックアップを取っている。

	他の拠点からシステムやデータにアクセスできるようになっている。 法人の被災状況を対外的に発信する方法がある。 緊急時における利用者・関係先との連絡先を知っている。
資金	最低限必要な運転資金を確保している。 建物・設備等に被害が生じた場合に備えて、補修費用等を用意している。
その他	資材・薬剤等の必要な物を積み増ししている。

水害編

1. 想定被害

(1) 想定する被害

法人施設への50cm以上の浸水

(2) 想定される被害状況

上記浸水が発生した場合の被害状況を、以下のとおり想定する。

＜周辺の被害状況＞

項目	想定される被害内容	
電気	発災から3日間程度停電する。	
上下水道	発災から2週間程度停止する。	
ガス	発災から1ヶ月程度停止する。	
情報通信 (固定電話、インターネット)	【固定電話】 通信規制のため、1週間程度はつながりにくくなる。	【インターネット】 停電やケーブル断線のため、1週間程度使用できない。
情報通信 (携帯電話:通話・メール機能)	【通話機能】 水害発生から1週間程度はつながりにくくなる。	【メール機能】 遅配するものの当日から使用できる。
道路	高速道路や一部の幹線道路は、緊急輸送車両以外の通行が禁止され、被害の少ない地域から徐々に一般車両の通行が再開する。 その他の道路では、車両の混雑の影響で渋滞が発生する。	
鉄道	3日程度は鉄道の運行が完全に停止し、被害状況の確認後被害の少ない地域から順次運行を再開する。	
物流	緊急輸送物資以外の輸送は困難な状況が続く。	
燃料	ガソリンスタンドの営業停止や輸送能力の低下により、燃料が不足する。	

＜法人内の被害状況＞

項目	想定される被害内容
職員	設備・什器類の移動・転倒や、低い建物の浸水等によって、一部の職員が負傷する。 交通機関の停止や職員および職員家族の負傷により、一部の職員が出勤できなくなる。
建物 (壁、柱、床、梁、屋根、階段等)	おでんくらぶに浸水し、大破・倒壊等の大きな被害が発生する。
設備・什器類 (製造設備、PC、コピー機、ラック等)	固定していない設備・什器類が移動・転倒する。
情報・データ	バックアップを取っていないデータが失われる。
資金	事業が停止した場合、収益が減少する。 建物・設備等の被災により、修繕・再調達費用等が発生する。

2. 水害直後の初動対応

(1) 危機対策本部の設置

以下の事態が発生した場合に、危機対策本部を設置する。

- ・ 法人拠点で床上以上浸水が予報された場合
- ・ 記録的な豪雨になると予報がされた場合
- ・ 理事長もしくはその代行者が緊急に対応する必要があると認めた場合

(2) 対応

水害発生後における対応を原則地震発生と同様とする。

感染症編

1. 被害想定

(1) 想定する災害

感染症(新型コロナウィルス等)の発生・流行を想定する。

(2) 想定される被害状況

感染症(新型コロナウィルス等)が発生した場合の被害状況は以下のとおりである。

	第一段階 (海外発生期)	第二段階 (国内発生早期)	第三段階 (感染拡大期・まん延期・回復期)	第四段階 (小康期)
職員の感染		・職員の一部に感染者が発生	・職員の感染拡大	・第一波で感染した職員

		<ul style="list-style-type: none"> ・感染者以外にも濃厚接触者や学校休業等により、欠勤者が増加 		の一部が回復
流通	<ul style="list-style-type: none"> ・発生国からの輸入量が減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な需要拡大に伴い、一部物資や医薬品の流通在庫が減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・物資や医薬品の供給が一部停滞 ・宅配需要の増加に伴い、十分な宅配サービスの供給が困難 	

2. 感染予防対策

(1) 概要

平時から、感染症の発生・流行に備え、対応策を策定し、法人内での感染者発生の抑制および感染拡大の防止に努める。

(2) 事前準備(平時からの対応)

感染症の発生に備え、以下の事前準備を行う。

対策内容	
大項目	小項目
情報収集	<input type="checkbox"/> 厚生労働省 <input type="checkbox"/> 外務省 <input type="checkbox"/> 国立感染症研究所 <input type="checkbox"/> 都道府県・市区町村・保健所 <input type="checkbox"/> インターネット・テレビ・新聞等
保健所・医療機関等の連絡先	<input type="checkbox"/> 法人所在地周辺の保健所・医療機関の連絡先確認
公衆衛生対策	<input type="checkbox"/> 手洗い・マスク・咳エチケットの励行
生活必需品等の備蓄	<input type="checkbox"/> 医薬品・衛生用品 <input type="checkbox"/> 飲食料 <input type="checkbox"/> 備蓄品
ワクチン接種の推奨	<input type="checkbox"/> ワクチン接種の推奨

(3) 感染症の発生情報を入手した場合の対応(海外発生期に相当)

感染症の発生の情報を入手した場合には、以下のとおり対応する。

対策内容	
大項目	小項目
関連情報収集	<input type="checkbox"/> 厚生労働省 <input type="checkbox"/> 外務省 <input type="checkbox"/> 国立感染症研究所

	<input type="checkbox"/> 都道府県・市区町村・保健所
	<input type="checkbox"/> インターネット・テレビ・新聞等
海外渡航の制限措置	<input type="checkbox"/> 発生国への海外渡航自粛
発生国からの帰国者への対応	<input type="checkbox"/> 帰国者の健康管理
職員への周知	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルスに関する知識
公衆衛生対策	<input type="checkbox"/> 手洗い・マスク・咳エチケットの励行

(4) 国内で感染症が流行した場合の対応(国内発生早期～回復期に相当)

感染症が国内で流行した場合には、以下のとおり対応する。

対策内容	
大項目	小項目
公衆衛生対策	<input type="checkbox"/> 手洗い・咳エチケットの実施 <input type="checkbox"/> マスクの着用
感染機会の低減	<input type="checkbox"/> 時差通勤・通勤手段の変更 <input type="checkbox"/> 海外・国内出張の自粛 <input type="checkbox"/> 不要不急の外出の自粛
出社基準の変更	<input type="checkbox"/> 出勤前検温・体調チェック
来訪者対応	<input type="checkbox"/> 来訪者の記録 <input type="checkbox"/> 来訪者の検温
濃厚接触者への対応	<input type="checkbox"/> 自宅待機
感染者への対応	<input type="checkbox"/> 最寄りの保健所等への相談 <input type="checkbox"/> 感染者の隔離
事業継続	<input type="checkbox"/> BCP発動

(5) 感染症終息時の対応(小康期に相当)

感染症の感染が終息した場合には、以下のとおり対応する。(4)で実施した対応項目は状況を鑑み緩和・解除する。

対策内容	
大項目	小項目
公衆衛生対策	<input type="checkbox"/> 手洗い・咳エチケットの実施 <input type="checkbox"/> マスクの着用
関連情報の収集	<input type="checkbox"/> 第一波の発生原因等の情報 <input type="checkbox"/> 第二波に備えた情報収集
第二波に備えた準備	<input type="checkbox"/> 備蓄品の補充 <input type="checkbox"/> 第一波の対応見直しおよび改善

3. 感染症発生後の対応

(1) 危機対策本部の設置

感染症が発生した段階で対策本部を設置する。

(2) BCPの発動基準

BCPの発動および解除は危機対策本部長が指示する。

段 階	発 動 基 準
BCP発動	拠点所在地域(例えば都道府県)に感染者が発生した段階
BCP解除	拠点所在地域の流行状況等を総合的にふまえて判断

4. 重要業務継続のための対策

(1) 重要な経営資源に関する現状把握と事前対策

以下の重要業務を継続するために必要なリソースは以下のとおりである。

	内 容
人的資源	職員の感染状況を確認する手段がある。
	重要業務を行う職員が感染等の理由で出社できない場合に、代行できる職員がいる。
	感染症流行時の派遣社員・パート社員の対応。
物的資源	法人内の衛生用品および重要業務従事者に対する備蓄品を備えている。
情報	感染症流行時の情報システムの維持。
	緊急時における利用者、関係先の連絡先を知っている。
その他	緊急時における資材料・薬剤・燃料等の調達。
	感染症対策における法令面の対応。

附 則

- (1) この計画書は、2022年1月1日から施行する。
- (2) この計画書は、2024年2月10日に改訂した。